

## 積立式定期預金（エンドレス型）規定

## 1. 預金の預入れ等

- (1) この預金の預入れは、1回あたり1,000円以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金により、当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。
- (3) 現金自動預入機による預入れについては、1,000円券以上の券種により、1回あたり1,000円以上とし、現金自動預入機が現金を確認したうえで受入れます。

## 2. 口座振替による預入れ

- (1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は、口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替指定口座が総合口座の場合で、口座振替に際し、貸越金が発生または増加するときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。（貸越契約を行っている場合で、当座貸越極度額の範囲内のときに振替を行う旨追約した場合は除きます。）
- (2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合、ならびに、この口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当行に届出ください。

## 3. 期間、継続の方法等

この預金への預入れは、次のとおり取扱います。

## A. 個人用

## (1) エンドレス積立の場合

- ① この預金への1口の預入金額は300万円未満とします。
- ② 預入れのつど、各別の3年後の応答日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金（以下「3年指定定期」といいます。）とします。
- ③ 3年指定定期は継続の停止又は解約の申出がない限り、それぞれの満期日にその元利金の合計額をもって前回と同じ3年指定定期に自動継続します。

## (2) 満期日指定積立の場合

- ① この預金への1口の預入金額は、預入日から指定満期日までの期間（以下「1口の預入期間」という）が1年以上の場合は300万円未満とします。
- ② 1口の預入期間が1か月以上1年未満の場合は、各預入日に指定満期日を期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期預金」といいます。）として預入れます。
- ③ 1口の預入期間が1年以上3年未満の場合は、各預入日の指定満期日を期日とする自由金利型期日指定定期預金として預入れます。
- ④ 1口の預入期間が3年超3年1か月未満の場合は、各預入日にまず1年後の応答日を満期日とするスーパー定期預金1年ものとし、その満期日に元利合計額をもって残り期間に応じた自由金利型期日指定定期預金として自動継続します。
- ⑤ 1口の預入期間が3年1か月以上の場合は、各預入日に、まず各別の3年指定定期とし、その満期日に元利合計額をもって指定満期日までの期間に応じて前項②、③、④の方法により定期預金に継続します。残り期間が3年1か月以上の場合は、3年指定定期に継続します。

## B. 法人用

## (1) エンドレス積立の場合

- ① 預入れのつど、各別の2年後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期預金2年もの」といいます。）とします。
- ② スーパー定期預金2年ものは継続の停止又は解約の申出がない限り、それぞれの満期日にその元利金の合計額をもって前回と同じスーパー定期預金2年ものに自動継続します。

## (2) 満期日指定積立の場合

- ① 1口の預入期間が1か月以上2年以内の場合は、各預入日に指定満期日を期日とするスーパー定期預金として預入れます。
- ② 1口の預入期間が2年超2年1か月未満の場合は、各預入日に、まず1年後の応答日を満期日とするスーパー定期預金1年ものとし、その満期日に元利合計額をもって残り期間に応じた自由金利型期日指定定期預金として自動継続します。
- ③ 1口の預入期間が2年1か月以上の場合は、各預入日に、まず、スーパー定期預金2年ものとし、その満期日に元利合計額をもって、指定満期日までの期間に応じて前項①、②の方法により定期預金に継続します。残り期間が2年1か月以上の場合は、スーパー定期預金2年ものに継続します。

## 4. 預金の支払時期

- (1) エンドレス積立の各別の定期預金は継続停止の申出があった場合には、満期日以後にその利息とともに支払います。継続の停止は、満期日までに申出てください。
- (2) 満期日指定積立の各別の定期預金は、指定満期日以後にその利息とともに支払います。
- (3) 定期預金の種類が3年指定定期の場合には、預入日から1年経過した後は満期日を変更することができます。この場合は、当行に対して1か月前までに通知を必要とします。なお、1口の預金の一部について満期日の定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。  
また、変更後の満期日から1か経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応答日が到来した場合を含みます。）は満期日の変更はなかったものとみなします。

## 5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における店頭掲示の預金利率表（以下預金利率表といいます。）記載の定期預金利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。

## ア. 自由金利型期日指定定期預金

預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、満期日に元金へ組入れます。

- ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、預金利率表記載の1年定期預金利率。
- ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、預金利率表記載の2年定期預金利率。

## イ. スーパー定期2年もの

預入日から1年後の応当日（以下「中間利払日」といいます。）に預金利率表記載の中間利払利率による中間利払額を利息の一部として支払い、中間利払額を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。この中間払利息および満期払利息については次のとおり取扱います。

- ① 中間払利息は中間利払日に元金と満期日を同一にするスーパー定期1年もの（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における利率を適用します。
- ② 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計してスーパー定期2年ものに継続します。

- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
  - ① 解約の場合 解約日における普通預金の利率
  - ② 書替継続の場合 書替継続の定期預金の利率
- (4) この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第4項により解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における預金利率表記載の

期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とします。

#### 6. 預金の解約、書替継続

(1) この預金を解約または書替継続するときは、定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条各項により取扱います。

(2) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは解約元利金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。解約元利金が払戻請求金額を上回るときは、差額をこの預金に預入れるものとします。

(3) 解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。なお、満期日の到来していないものを解約する場合は、この日数の少ないものからとします。

#### 7. 非課税限度超過時の取扱

前記5（1）に規定する利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、積立金引落口座に利息額を入金します。

以 上

(2020年4月1日現在)